

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3345号)

令和8年6月18日

横情審答申第3345号

令和8年6月18日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年3月5日青土第2522号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「私が保有する土地（民地の特定地番1）と前面道路（官地）の境界確定に関して、特定年月日1作成の特定簿冊番号1の立会署名捺印書類および特定年月日2以降に作成された境界確定時の立会署名捺印書類」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私が保有する土地（民地の特定地番1）と前面道路（官地）の境界確定に関して、特定年月日1作成の特定簿冊番号1の立会署名捺印書類および特定年月日2以降に作成された境界確定時の立会署名捺印書類」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年11月14日付で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 特定年月日1に行った境界調査に関して、道水路等境界明示図・復元図（特定簿冊番号1）を作成しているが、この境界調査において、審査請求人が土地所有者である特定地番1は作業範囲に含まれていない。しかし、作業範囲にある土地所有者が境界明示に係る承諾書に地番を記入する際、特定地番2を記入すべきところ誤って特定地番1を記入し、実施機関もその誤りに気付かずに承諾書を収受した。その後、当該承諾書に記載された地番が誤りであることが判明し、特定年月日3に作成した道水路等境界明示図・復元図（特定簿冊番号2）の境界調査作業において、改めて特定地番2の土地所有者から承諾書を取得することで、特定簿冊番号1作成時の不備については解消した。そのため、特定簿冊番号1の資料には、特定地番1の土地（以下「本件土地」という。）の承諾書及び確認書は含まれていない。
- (2) 特定簿冊番号2には、本件土地の境界について記載されているが、既に確定済みの境界線について記載したものであり、この作業で新たに取得した承諾書及び確認書はない。
- (3) よって、本件保有個人情報はいずれも取得及び作成しておらず、保有していない

ため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報開示請求は、民地と官地の道路の道路境界確定業務において、本件土地の所有者ではなく第三者の署名捺印で道路境界確定がされていることから、当該人物の名前を知るためにしたものである。審査請求人が保有する土地の署名捺印であるから、当然開示されるべきである。
- (2) 特定簿冊番号1は、それまで確定されていなかった道路境界の確定作業の結果であり、本件土地と前面道路の道路境界確定において、民地所有者だとされる人物の立会いの下、道路境界確定書類として土地所有者の署名捺印及び横浜市による道路境界明示図が作成されている。しかし、その署名欄には、特定年月日1当時の本件土地所有者の署名捺印ではなく、無関係の人物の署名捺印がなされていた。
- (3) 後日、正しい所有者の立会いの下、新しく道路境界確定をして官石を打ち込むということで、実施機関から職員の来訪があり、道路境界明示図の作成作業をされた。しかし、表示されていた図面の境界石の位置と審査請求人が理解する境界石の位置が違い、後日、審査請求人の主張どおりに図面は修正するとのことで、立会書類に署名捺印をした。
- (4) 横浜市から正式に依頼されて過去に実施された唯一の審査請求人が署名した、本件土地と公道との道路境界確定の署名捺印書類を求めたが、実施機関から「破棄した」との回答を書面で得ている。
- (5) 実施機関に問合せをしたところ、特定年月日2以降に作成された特定地番3と特定地番1の境界確定時の立会署名捺印書類が開示された。しかし、その立会署名捺印書類には、特定地番1の欄に無関係の個人の署名と捺印がされていた。
- (6) 審査請求人が開示請求しているのは、特定簿冊番号1の立会署名捺印書類、実施機関が作成後に廃棄したとしている審査請求人の立会署名捺印書類及び実施機関から署名捺印欄が墨消しで開示された立会署名捺印書類（土地所有者とは無関係）である。これら3通の書類の存在は、実施機関職員と審査請求人と審査請求人の妻の立会いの下、相互に確認している。

5 審査会の判断

(1) 境界調査に係る事務について

横浜市では、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号。以下「規則」という。）に基づき境界調査を実施している。境界調査は、規則で定める道水路等境界調査申請書又は関係部署から依頼を受理した後に、作業を実施する。境界調査の申請者は、申請書に申請隣接地の所有者の立会同意届出書を添付して提出することとされているが、申請者が官公庁かつ一定の基準を満たす場合は同意書を省略することができる。

境界調査作業には、①横浜市が管理する道路、河川、水路（以下「道水路等」という。）とこれに隣接する土地（以下「隣接地」という。）との境界が確定していない場合に行う境界明示と②道水路等と隣接地との境界が既に確定している場合に行う境界復元がある。

境界標を設置する場合、規則に基づき、境界明示においては、協議が成立した際に申請者及び立会いをした隣接地の所有者から承諾書を収受し、承諾を得た境界線について、新たに道水路等境界明示図・復元図を作成して、作業は終了となる。その際、既に確定している境界線も同時に記載する場合がある。境界復元においては、確認を終えた際に、確認書を収受する。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、保有個人情報開示請求書の記載から、特定年月日1に作成された道水路等境界明示図・復元図の資料に含まれる本件土地に係る立会署名捺印書類及び特定年月日2以降に作成された本件土地と前面道路の境界明示に係る立会署名捺印書類であると解される。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 境界調査業務において、立会当日以降に立会人から署名捺印等を求める書類は、上記(1)の承諾書及び確認書のみである。

(イ) 境界明示を行うのは、基本的に一度のみであり、重大な誤りがあった場合以外にやり直すことはない。

(ウ) 本件土地の境界については、特定年月日4に境界調査が行われ、特定年月日5に境界点が確定している。また、特定年月日6には本件土地よりも西側の境界点が確定され、本件土地の境界線が確定している。これらは当時の道路敷境界査定図に記録されている。

- (エ) 特定簿冊番号1は、本件土地より東側の道路に係る境界調査の結果を示したものであり、本件土地は対象に含まれていない。そのため、当該境界調査において本件土地に係る署名捺印書類は取得していない。
- (オ) 審査請求人が上記4(3)及び(4)で主張する立会署名捺印書類は、特定年月日2に審査請求人立会いの下で行った境界調査において収受した承諾書及び確認書であると考えられるが、当該作業は本件土地の境界標の入替えを目的とする境界復元のための立会いであった。しかし、審査請求人との確認作業が整わなかったため、確認書は収受していない。また、境界明示又は境界復元の立会いにおいて、協議又は確認作業が整わなかった場合、立会人が署名押印する書類はない。
- (カ) 特定年月日2の作業以降、審査請求人の土地において、境界調査が必要となる特段の事情はなかったため、境界調査業務は行っておらず、実施機関では特定年月日5に確定した境界点に基づき、道路を管理している。
- (キ) 本件保有個人情報開示請求を受け、実施機関が保有する道路敷境界査定図、道水路等境界明示図・復元図等を確認したところ、本件土地が含まれるものは、特定年月日5、特定年月日6及び特定年月日7の道路敷境界査定図並びに特定年月日1及び特定年月日3の道水路等境界明示図・復元図（以下「本件境界調査図」という。）の5つあるが、特定年月日5の境界明示以降、本件土地の境界標に変更はない。また、本件境界調査図作成時の署名捺印書類を確認したが、特定年月日5の道路敷境界査定図作成時の承諾書以外に本件土地に係る署名捺印書類はなかった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 当審査会において、特定年月日1及び特定年月日3の道水路等境界明示図・復元図を確認したところ、本件土地と道水路等との境界点は、当該境界調査において設置された境界標である「新設境界石標」や「移設境界石標」ではなく、「民間石標」と記載されていることが認められた。

また、特定年月日1の道水路等境界明示図・復元図作成時の署名捺印書類を確認したところ、土地の所在欄に特定地番1と記載された審査請求人以外の人物の署名捺印が認められたが、特定年月日3の道水路等境界明示図・復元図作成時の署名捺印書類を確認したところ、土地の所在欄に特定地番2と記載された当該人物の署名捺印が認められ、特定地番1と記載された署名捺印は認めら

れなかった。

よって、上記ア(エ)及び(オ)並びに3(1)及び(2)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

- (イ) 当審査会において、横浜市内の境界調査図を閲覧することができる横浜市行政地図情報提供システムを確認したところ、特定年月日3より後に作成された本件土地を含む境界調査図の存在は認められなかった。

よって、上記ア(カ)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

- (ウ) したがって、実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、審査請求人から本件保有個人情報の存在を裏付ける根拠も示されていないことから、他に本件保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。
- (4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (5) 結論
- 以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年3月5日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年4月8日	・審査請求人から主張書面を受理
令和7年4月10日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和8年2月19日 (第324回第三部会)	・審議
令和8年3月19日 (第325回第三部会)	・審議
令和8年5月21日 (第326回第三部会)	・審議